

公会計改革の動向と今後の課題

～財務書類の早期提出と活用への取組～

決算委員会調査室 うすい まゆみ
薄井 繭実

1. はじめに

我が国における公会計制度は、現金収支に基づき取引を認識する現金主義が採用され、記帳方式としては、経済活動の取引を一面的に記録する単式簿記が採用されている。現金主義は推定や判断に依拠する割合が少なく、他の会計基準よりも主観的な要素が少ないとされており、予算統制に従った適切な執行を行い、その説明責任を果たすという点で公的機関の会計制度に適している。しかし、その一方で資産・負債の累計額等のストック情報が網羅的・体系的に把握できない、また、現金収支のみの情報しか得られず、非現金コストを含めた正確なコスト情報が把握できないといった課題が指摘され、それを補う会計情報の充実が求められてきた。このようなことを背景として、平成15年6月、財政制度等審議会が公表した「公会計に関する基本的考え方」において、発生主義・複式簿記を採用している企業会計の考え方を導入した財務書類の作成が提言された。そして、その後「省庁別財務書類」、「国の財務書類」と段階的に整備が進められ、15年度決算以降、これらの財務書類が毎年度公表されるに至っている¹。

しかし、「国の財務書類」や「省庁別財務書類」等は、公表までに長期間を要しており、「省庁別財務書類」の公表は翌会計年度2月～3月、「国の財務書類」については、それから更に4～5か月後となっている。また、財務書類により開示される財務情報は、政策単位での開示が行われていなかったことから、その活用には限界があるとの指摘があった。この指摘を受け、政府においては、財務書類の作成をシステム化することによる公表の早期化への取組、また、20年度から予算書・決算書の項・事項が政策評価の単位と原則として対応することになったことを契機として政策別コスト情報の開示を行ってきている。

以下、本稿では、財務書類作成のシステム化、政策別コスト情報の開示について、その概要を述べるとともに、財務情報の活用策について、東京都を始めとする地方自治体や諸外国の事例も併せて紹介することとしたい。

2. 財務書類の作成・公表の早期化

(1) システム化の背景

「省庁別財務書類」や「国の財務書類」は、会計帳簿から直接作成されているわけではなく、歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数に基づき作成されている。そのため、これら財務書類は歳入歳出決算の計数の確定を待って作成されることとなり、その公表時期は会計年度終了から大幅に遅れている（図表1参照）。このような現状について、平成18年6月に財政制度等審議会から出された「公会計整備の一層の推進に向けて～中間とりまと

め〜」(以下「中間とりまとめ」という。)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るため、できる限り早期にその作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討」すべき、また導入に当たっては「東京都の事例も参考にしつつ、(中略)検討」すべきとの指摘が行われた²。さらに、その後参議院決算委員会においても19年6月に政府に対し「『国の財務書類』等を早期に公表できるよう、財務書類を速やかに作成するためのシステムの導入について検討を進めるべき」との措置要求決議を行った。これに対し、20年1月、政府から「20年度よりシステム開発を行い、財務書類の作成・公表についてできる限り早期化を図る」との報告があった。

図表1 決算の国会提出時期及び財務書類の公表時期(平成17年度～21年度決算)

| 決算年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決算の国会への提出 | 平成18年11月21日 | 平成19年11月20日 | 平成20年11月21日 | 平成21年11月24日 | 平成22年11月19日 |
| 特別会計財務書類の公表 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年1月(注1) | 平成22年1月 | 平成23年1月 |
| 省庁別財務書類の公表 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年2月 | 平成23年2月 |
| 国の財務書類の公表 | 平成19年8月 | 平成20年8月 | 平成21年7月 | 平成22年6月 | 平成23年6月 |

(注1)平成19年3月に成立した「特別会計に関する法律」第19条により、特別会計については財務書類を作成し、会計検査院の検査を経て国会に提出することが義務付けられた。これにより19年度決算以降、特別会計財務書類は翌年の常会冒頭に国会に提出されている。

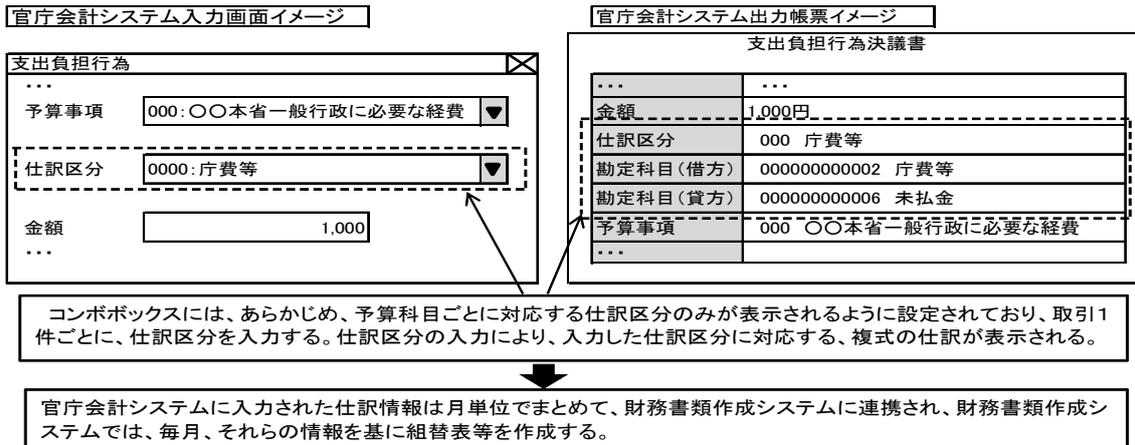
(出所) 財務省資料より筆者作成

(2) システム化の概要

財務書類作成システムでは、財務書類作成作業の効率化・合理化を図るため、期中において各省各庁が歳入・歳出などの現金取引に係る複式の仕訳を行い、当該仕訳データを月ごとに官庁会計システムから財務書類作成システムに取り込むこととしている(図表2、3参照)。そして、会計年度終了後、各省各庁は未収・未払などの発生主義による調整、引当金の計上、ストック情報との調整などに係る決算整理仕訳データと相殺データ及び連結法人データ等を同システムに登録し、システムが自動的に勘定科目の合算、相殺消去、集約を行い、財務書類が作成される仕組みとなっている(図表3参照)。

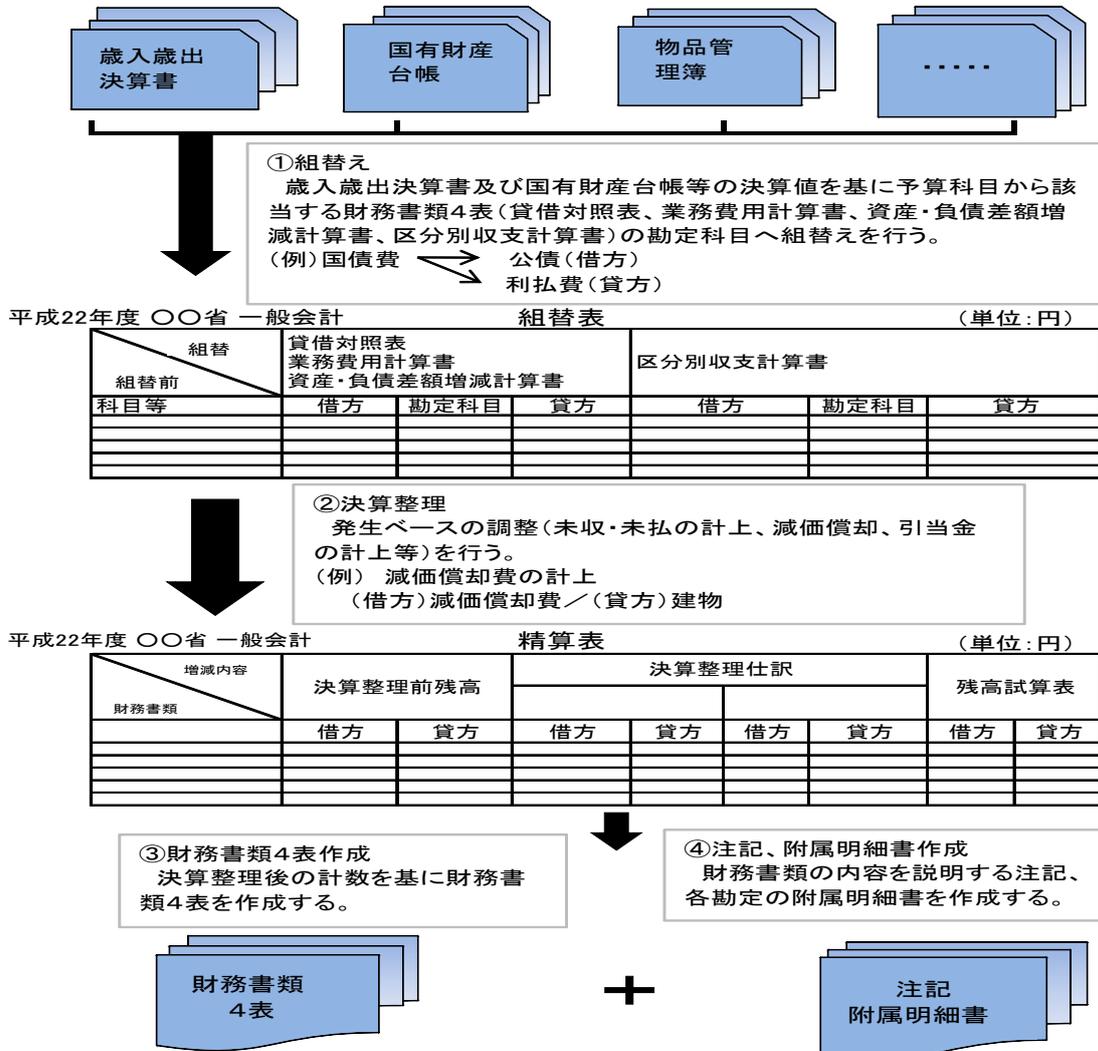
政府は、平成20年8月から同システムの設計・開発に着手し、21年度末に開発を完了しているが、22年度は試行運用及び各省各庁への研修等を実施し、23年度から本格運用を開始することとしている。同システムの運用により、23年度決算分からは全ての財務書類が翌会計年度1月中旬に公表される予定である。

図表2 財務書類作成システム導入後の官庁会計システム（ADAMS II）の運用



(出所) 財務省資料より筆者作成

図表3 財務書類作成の流れ



(出所) 財務省資料より筆者作成

(3) 今後の課題

前述したように、システムの整備に当たっては、東京都の事例を参考とするべきとの指摘が行われていた。東京都では、新財務会計システムの導入により、翌会計年度の9月には財務書表が公表されている。しかし、国は、システム導入後においても財務書類の公表は翌会計年度1月中（会計年度終了から10か月後）を予定しており、依然として東京都に比べ約3～4か月ほど遅れることになる。この理由について、野田財務大臣は、「東京都では平成18年度から、日々の会計処理の段階から複式簿記と発生主義を導入するとともに、建物等の公有財産システム等、ほかの財務情報と連携したシステムにより財務書類を作成している（中略）一方で、財務省で今現在開発中のシステムというのは、官庁会計システムとの連携のほか、国有財産システムとの連携を図ることとしていますが、他の財務情報、例えば物品情報などはシステム連携は現時点では予定をされていません。」と述べている³。つまり、財務書類作成システムと連携している各種台帳については、期中において集計を行うことができるが、連携が図られていない物品管理簿等については、従来どおり会計年度終了後に手作業で集計する必要が生じるため、全ての台帳と連携したシステムを導入している東京都に比べ、作成に時間を要することになる。確かに、国の事業は多岐にわたっており、システムの改良に当たっては費用対効果を踏まえる必要はあろう。しかし、翌会計年度1月の提出では、資産や負債のストック情報や非現金を含めたフルコスト情報等、国会が決算審議を行う上で有用な情報を審議開始時点において把握することができない。財務書類の提出時期について、諸外国の例を見てみると、イギリスでは会計年度終了から8～10か月後、アメリカは同6か月後、フランスも同6か月後となっており、決算の提出とほぼ同時期に議会に提出されている⁴。我が国においても、決算の国会提出時期と同時期の提出を目指していくことが今後の目標となろう。

3. 政策別コスト情報の開示

(1) 開示の背景

財務書類の活用について、省庁ごと、政策単位ごとのマイクロ面から財政活動の効率化・適正化を図るためには、「省庁別財務書類」の情報を利用することが適切である。しかし、「省庁別財務書類」において提供される財務情報は、一般会計・各特別会計別といった単位での開示にとどまり、政策単位での開示は行われていないことから、その活用には限界があった。この点に関し、中間とりまとめでは、「予算書・決算書の表示区分を見直して政策評価との連携を強化する作業の成果を踏まえ、その活用を図っていくべき」とし、その活用の際に必要となる「『省庁別財務書類』におけるコスト情報の開示の方法等について」具体的検討を行うこととされた。

その後、平成20年度予算から予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位（政策）とを対応させるなどの見直しを実施されたことにより、決算書を基に作成される財務書類を利用して政策別のコスト分析等を行うことが一応可能となった。しかし、人件費や管理費等の共通経費については、政策単位での計上ではなく、複数の政策にわたるものがまとめて計上されているため、政策ごとの配分が必要となる。このような課題を

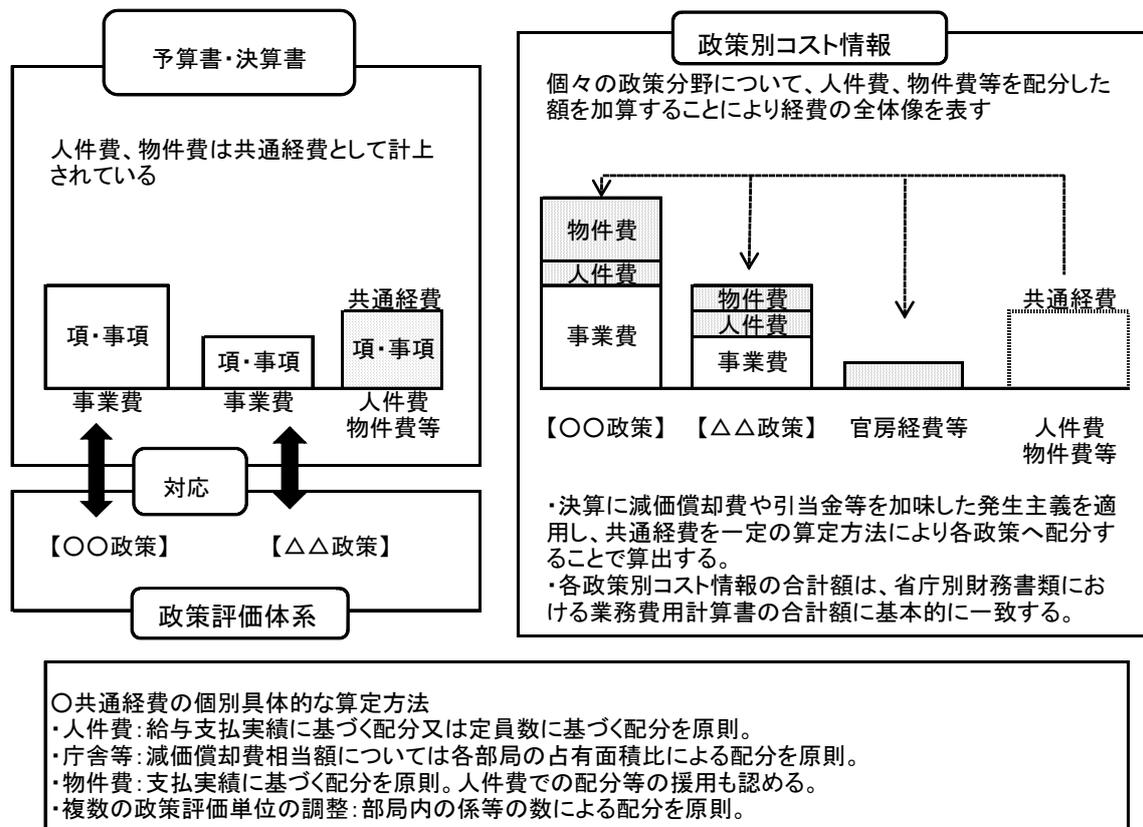
含め、財政制度等審議会の法制・公会計部会において、コスト情報の枠組みや構成、共通経費の配分方法等について検討が進められ、22年7月、「政策別コスト情報の把握と開示について」が取りまとめられた。各省庁では、これに基づき政策別コスト情報の作成作業を開始し、21年度決算分の政策別コスト情報が23年5月31日に初めて公表された⁵。

(2) 政策別コスト情報の概要

政策別コスト情報の作成単位は、各省庁の内部部局が担当する個別の政策分野を表す中程度の政策目標単位⁶を基本としている。中程度の政策目標単位では、通常、予算書・決算書の複数の項・事項にまたがるため、これらは合算して表記される。一方、例えば、独立行政法人関係予算のように一つの項・事項が複数の政策評価項目に関連しているような場合⁷には、担当部局の人員数（定員数）の割合で案分するなど一定のルールに基づいて配分されることになる。また、課題となっていた共通経費の取扱いについては、人件費、庁舎等、物件費など、それぞれに具体的な算定方法が定められた（図表4参照）。

政策別コスト情報作成の目的については、行政担当者が自らの担当分野の費用の全体像を把握することにより、コスト意識の醸成、経年変化や他事業との比較を通じて効率化への取組を促すことと説明されている。

図表4 政策別コスト情報の概要



(出所) 財務省資料より筆者作成

(3) 今後の課題

政策別コスト情報の作成に当たり設定された、共通経費や複数の政策評価単位の調整のための配賦基準については、現在の行政実態や作業に係る事務量等を考慮し、給与支払実績や、各部局の専有面積、部局内の係等の数など各省庁が保有する現状のデータを前提として作成されることとなった。現段階においては、現実的な把握方法としてこのような算定方法が示されているが、政府も認めているとおり、行政活動の実態をより正確に表すことができるよう、情報の把握方法については今後も検討が必要である。政策別コスト情報の活用の進展等と併せて配賦基準の更なる精緻化を進めることが今後の課題となる。

4. 財務書類の活用方法

国における財務書類の導入は、国民に対し財政活動を分かりやすく説明するとともに、国の財政活動の効率化・適正化のために活用することを主な目的として進められてきた。公表の早期化や政策別コスト情報開示の動きは、その一環と捉えることができる。しかし、平成17年9月に初めて「国の財務書類（15年度）」が作成・公表されてから約6年間に経過しているが、財務書類の活用方法やその予算編成等への反映については明確な指針が示されておらず、行政内部においてそれをどのように活用しているかについても明らかにされていない。そこで、以下では、国において参考になると思われる、地方公共団体や諸外国における財務情報の活用事例について紹介することとする。

(1) 東京都の事例

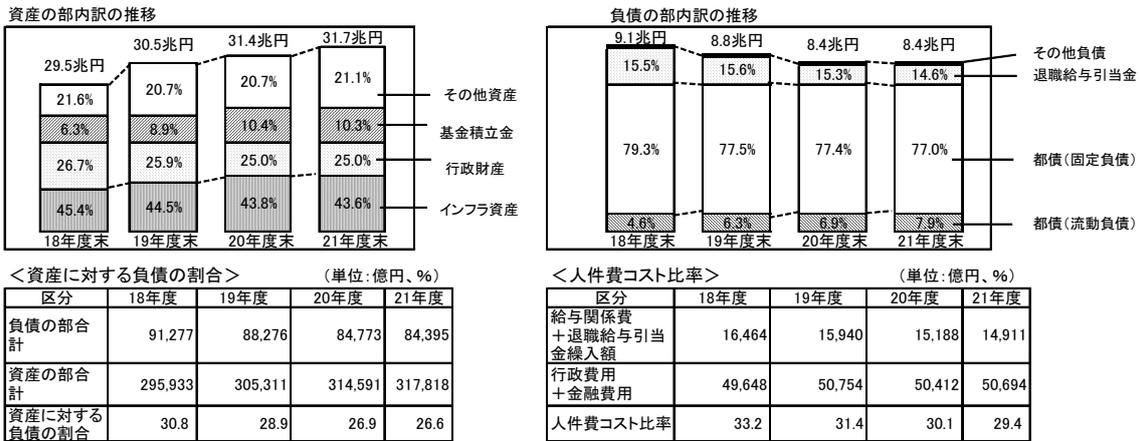
東京都では、平成18年度より従来の官庁会計に複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新たな公会計制度を導入し、日々の会計処理の段階から財務会計システムにより複式情報を蓄積する日々仕訳を開始している⁸。日々蓄積された仕訳情報を基に財務諸表を作成するため、全会計合算から会計別、歳出目別、事業別に至るまで様々な段階の財務諸表を作ることが可能となり、これらを活用して、マクロ面のみならずミクロ面で事業評価分析を行い、それを予算編成等に活用するなどの取組が行われている。

ア マクロ面の活用

(ア) 経年分析への活用

毎年度公表される年次財務報告書の中で、資産や負債の複数年度の推移をグラフ化して示すとともに、その増減理由についても記述している。また、「資産に対する負債の割合」や「人件費コスト比率」といった指標を複数年度分掲載して財政状況の変化を分析し、中長期的観点からの取組の検証等に活用している。例えば、「平成21年度東京都年次財務報告書」では、行政コスト計算書の収支差額が基金積立てや都債の償還など将来の備えと負担軽減に充てられたことを行政コスト計算書の経年比較により分析している⁹。

図表5 東京都における財務諸表の分析例



(出所)「平成21年度東京都年次財務報告書」より筆者作成

(イ) 大規模施設の更新等中長期的な財政運営への活用

財務諸表では、建物や工作物等の減価償却費が貸借対照表上に「減価償却累計額」として計上され、年数を経るとともに資産の価値を減らしていくことになる。これにより、財務諸表から資産の老朽化度合いを把握することが可能である。東京都の平成18年度年次財務報告書によれば、貸借対照表において明らかになった膨大な建替え需要に対応するため、大規模施設等の計画的な改築・改修を進めるための実施方針を作成し、更新需要に係る経費の見積もりを行うとともに、計画的な積立てを行い安定的な財源の確保に努めたことが報告されている。

図表6 東京都の貸借対照表 (平成18年度)

<貸借対照表> (単位: 億円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------|---------|--------------|---------|
| I 流動資産 | 13,048 | I 流動負債 | 4,265 |
| 現金預金 | 3,087 | 都債 | 4,162 |
| 収入未済 | 1,358 | その他 | 102 |
| 不納決算引当金 | △189 | II 固定負債 | 87,012 |
| その他 | 8,791 | 都債 | 72,368 |
| II 固定資産 | 282,884 | 退職給与引当金 | 14,176 |
| 行政財産 | 79,071 | その他 | 467 |
| 有形固定資産 | 79,046 | 負債の部合計 | 91,277 |
| 建物 | 27,623 | 正味財産の部 | |
| 建物取得額 | 40,648 | 正味財産 | 204,655 |
| 減価償却累計額 | △13,025 | | |
| 工作物その他 | 51,392 | | |
| 普通財産 | 10,755 | | |
| インフラ資産 | 134,301 | | |
| その他 | 58,756 | 正味財産の部合計 | 204,655 |
| 資産の部合計 | 295,933 | 負債及び正味財産の部合計 | 295,933 |

行政財産の「建物」の合計額が2兆7,623億円、取得価額4兆648億円に対し減価償却累計額が1兆3,025億円となっている。これは、年数経過により1.3兆円分資産価値が減少したことを意味する。資産価値の減少は全体としては半分も進んでいないが、これは逆に言うと今後潜在的に膨大な建替等の需要が控えていることを示唆するものである。

(出所)「平成18年度東京都年次財務報告書」より筆者作成

イ ミクロ面の活用

(ア) フルコスト情報を用いたサービス等業務の分析

財務諸表において明らかになった退職給与引当金繰入額や減価償却費等の非現金支出や、従来は費用に含まれていなかった金利等を総計したフルコストを比較することによる、事業の効率性の検証が行われている。例えば、平成 21 年度においては、eラーニング研修（インターネット等の情報技術を用いて行う学習）の全庁展開について、集合研修（リアルタイムで双方向に行う学習）を行った場合とeラーニングを導入した場合を発生主義によるフルコストで比較し、その結果に基づきeラーニング研修の一部導入が決定されている。また、事業の外部委託を実施する場合の判断にも、フルコスト情報を用いた比較分析等を行っている事例がある¹⁰。

図表 7 東京都におけるeラーニングの導入によるコストメリット（平成 21 年度）

| | | （単位：万円） | |
|--------------|----------|---------|----------|
| 区分 | 集合研修(2日) | eラーニング | |
| 教材費 | 17 | 85 | |
| システム開発・運用 | — | 662 | |
| 通常のコスト比較(小計) | 17 | 747 | |
| 講師給与 | 13人 | 83 | 0人 |
| 研修期間中の研修生給与 | 945人 | 3,591 | 945人 898 |
| 旅費 | 945人 | 189 | 0人 — |
| フルコスト比較(総計) | | 3,880 | 1,645 |
| 研修生一人当たりコスト | | 4.1 | 1.7 |

eラーニングは集合研修に比べてコストが半分以下になっている。

（出所）東京都『公会計改革白書』より筆者作成

(イ) スtock情報を用いた施設等の活用方法の検討

資産の有効活用を図る観点から、未利用地の取扱いについて、従来の方針に基づいて売却を行った場合と、貸付けを行った場合の将来収入（貸付期間 20 年）について貸借対照表及び行政コスト計算書を基に試算、検証を行い、未利用地のその後の取扱方針の検討に活用している。

図表 8 東京都の財産貸付に係る効果の検証（平成 20 年度）

| 貸付を行った場合 | | | | 売却を行った場合 | | | |
|--|---------|---------------|-------|--|----------|----------------|--------|
| 貸借対照表 | | 行政コスト計算書 | | 貸借対照表 | | 行政コスト計算書 | |
| 資産 28 | | | | 資産 739 | | | |
| I 流動資産 (現金預金) | 負債 — | 費用 — | 収入 24 | I 流動資産 (現金預金) | 負債 — | 費用 — | 収入 735 |
| 24 | | | | 739 | | | |
| II 固定資産 (普通財産) | 正味財産 28 | 当期 収支差額 24 | | II 固定資産 (普通財産) | 正味財産 739 | 当期 収支差額 735 | |
| 4 | | | | — | | | |
| 貸付収入(20年間計) : 480百万円 | | | | 売却額の運用益(20年間計) : 310百万円 固定資産税等(20年間計) : 62百万円 | | | |
| <p>← 貸付を行った場合、Stockを保有しつつ、安定的な収益を確保できる一方、売却した場合は、一時的な収益は得られるが、Stock自体は消滅してしまう。</p> | | | | | | | |

→ 将来的に利用見込みのない財産については売却を進める一方、将来的に利用可能性のある財産については引き続き保有し、将来の施策に活用していく。

（出所）東京都『公会計改革白書』より筆者作成

(2) 東京都以外の地方自治体の事例

総務省に設置されている「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」において、自治体の新地方公会計のモデルとして取り上げられている静岡県浜松市と和歌山県橋本市における財務書類の活用事例を紹介する。静岡県浜松市では、市民一人当たりの資産、負債、コストに係る情報を経年で比較分析しているほか、主要都市における資産と負債の市民一人当たりの金額をグラフ化して比較し「低資産高負担型」、「高資産低負担型」、「小さな政府」、「大きな政府」という形で分類を行うなど自治体分析を行っている¹¹。また、和歌山県橋本市では、行政コスト計算書等を用いて、受益者負担比率（行政サービスに対してどれだけの住民負担があったかを分析）や行政コスト対公共資産¹²比率（行政コストの公共資産に対する比率を見ることにより資産が効率的に活用されているかを分析）、行政コスト対税収等比率（行政コストから受益者負担分を除いた「純行政コスト」に対する一般財源の比率を見ることにより「純行政コスト」のうちどれだけが当年度の負担で賄われたかを分析）等各種の指標を算定し、財務分析に役立てている¹³。

(3) 諸外国の事例

ア イギリスの事例

イギリスの予算は議会において議決される単年度の年次予算と、政府部内において2年に1回策定される3年度の複数年度予算（Spending Review）とに分かれており、決算、予算共に発生主義を導入している点に特徴がある。財政活動の効率化、適正化を図ることを目的として、政府事業・行政活動のフルコストや資産保有コストを正確に把握した上で、業績成果と対応させた政策評価を行っている。

政策評価制度としては、P S A（Public Service Agreement：公共サービス合意）が設けられており¹⁴、複数年度予算の枠組みの中で予算と政策評価体系が一体的に策定されている。P S Aとは、予算編成権を持つ財務省と各省庁との間で取り交わされるものであり、この目標達成を前提に予算が配分され、各省庁は、毎年発表する年次報告書（Department Report）等の中でP S Aに掲げた目標の達成状況を報告する。また、議会に提出される決算書類の一つの省庁の任務・目的別資源報告書の中で、P S Aの政策目標単位で発生主義ベースでの支出額が報告され、財務情報を活用したコスト分析等が行われている。

イ アメリカの事例

アメリカは、予算については原則現金主義会計となっている。一方、決算に相当する書類としては、現金主義の財政収支実績を示した「歳入歳出収支結合報告書」のほか、財務報告の充実等を図る観点から発生主義会計を導入した財務書類があり、連邦議会に参考資料として提出されている。財務省により毎年公表されるアメリカ連邦政府の財務報告書には、業務費用の各省庁への配分状況など財務諸表の数値を用いて様々な分析が行われている。また政策評価制度については、1993年に成立した政府業績評価法（以下「G P R A」という。）に基づき、各府省ごとに①中期的な使命と総合的目標等を定めた「戦略計画」、②年度ごとの具体的な業績目標等を設定した「年次業績計画」、③年度

終了後に業績目標と実績を比較分析した「年次業績報告」の作成が求められることになった。政策評価が予算に直接反映される仕組みにはなっていないものの、目標設定や実績に関する分析・情報が予算編成に活用されるよう、予算書体系と政策評価の目標体系の間の一定の整合性が確保されている。また、これら一連の作業過程を大統領予算教書を作成する行政管理予算局と予算提出権を有する議会が協働して実施することが規定されており、政策目標が財政上の制約を省みることなく設定され、行政の肥大化を招くことのないよう議会がチェックする機能を果たしている。さらに、2004年度予算編成時から、予算と業績の統合という観点から、PART (Program Assessment and Rating Tool: プログラム評価採点ツール) の運用を開始している。PARTでは2008年度までの5年間に各省庁のプログラムの中から5分の1ずつを選定し、各省庁が、プログラムに係る目的の明確性や費用対効果、達成状況等についての30の設問に回答し、自己評価を行うとともに、予算要求時にその結果を添付することになっている。このように、財政状況の分析やGPRA、PARTによる業績評価に財務情報が活用されている。

ウ フランスの事例

2006年に本格的に導入された予算組織法により、予算について現金主義を維持しつつも、予算項目を見直し、業績評価とリンクさせるとともに、発生主義ベースの財務書類の作成が義務付けられた。これにより予算は、ミッション・プログラム・アクション¹⁵という政策目的別の予算体系に改められることになった。

一方、政策評価については、プログラムごとに業績目標や関連経費等を定めた年次業績計画書を作成し、目標実現のための予算編成を行い、予算執行の成果を年次業績報告書等において明らかにするというサイクルを構築している。年次業績計画書や年次業績報告書は予算法、決算法の法定添付資料として議会に提出されている。予算編成時には、年次業績計画書においてプログラムごとの業績指標の設定や、そのコスト分析(想定予算額の算定)を行い、決算時には、年次業績報告書においてプログラムごとの業績評価やコストベネフィットの分析を行っており、予算編成や事業評価に財務情報が活用されている。

5. 終わりに

公会計整備の充実に向けた取組が進められる中で、当初から課題とされていた財務書類の公表の早期化や政策別コスト情報の開示について、一定の成果が見られたことは大きな前進と言えよう。政策別コスト情報の活用により、事業コストの経年分析や他事業との比較を通じた効率化への取組が促進されることが期待される。

しかし、公表時期について、システム導入後においても翌会計年度1月となっており、システム開発の参考とした東京都や、諸外国に比べても依然遅い状況となっている。国会における決算審査の充実等の観点から、今後の更なる取組が求められる。

また、活用については、平成17年9月に初めて「国の財務書類(15年度)」が作成・公表されてから既に約6年間の経過し、そのデータもある程度蓄積されてきているにもかかわらず、公表内容の充実に向けた取組は大きくは進展していない。マクロ・ミクロ両面か

ら更なる活用方策を検討し、そこから得られた分析結果について積極的に情報開示を図る必要がある。例えば、東京都が実施しているように、経年比較によりマクロ面から財政状況を分析した上で、資産の老朽化度合いを把握し、更新需要への対応を計画的に行うなど、このような観点からの財務書類の活用は国においても実行可能なのではないかと考えられる。

また、本稿で取り上げた諸外国においては、現金主義を維持しつつも発生主義会計による財務書類の作成を法律等により義務付け、会計検査院による検査を経た上でそれを議会に提出している。また、財務情報を業績評価等に活用し、その結果を予算編成等へ反映させるための制度的工夫が施されている。一方、我が国においては、特別会計については、発生主義ベースの財務書類の作成が法律上義務付けられている一方、省庁別や連結ベースの財務書類については法定外の書類となっており、会計検査院による検査も行われておらず、作成の根拠や活用についての制度的裏付けがない。我が国においても、発生主義ベースの財務書類作成の法定化、政策評価等への財務情報の活用、そしてそれを行政内部でのマネジメントサイクルや予算編成へ反映させるための制度的仕組みの構築等を検討する必要がある。

財務諸表はあくまで財政状況を示すツールの一つであり、重要なことはそれをいかに行政運営にいかしていくかということにある。行政運営の効率化等に資するよう、公会計改革における政府の取組が今後更に進展することを期待したい。

【参考文献】

東京都会計管理局『公会計改革白書』（平 22.11）

稲田圭祐「予算・決算の連携強化に向けた取組」『立法と調査』 306号（平 22.7）

稲田圭祐「英国の複数年度予算」『立法と調査』 305号（平 22.6）

財政制度等審議会 財政制度分科会 公会計小委員会配付資料「公会計に関する海外調査報告書（米国）（イギリス）（フランス）」（平 15.5）

新日本監査法人「平成 18 年度政策評価調査事業（政策評価と予算の連携によるアウトカム・マネジメントの強化に関する調査）」（平 19.3）

¹ 公会計整備の取組及び各財務書類の特色等については、松井新介「国における公会計改革の動向」『立法と調査』 271号（2007.8）参照。

² 東京都では、平成 18 年度より、従来の官庁会計に複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新たな公会計制度を導入し、日々の会計処理の段階から財務会計システムにより複式情報を蓄積する日々仕訳を行っている。

³ 第 177 回国会参議院決算委員会会議録第 1 号 4 頁（平 23.2.14）

⁴ ただし、アメリカでは、決算に相当する「歳入歳出終始結合報告書」について、GAO（米国会計検査院）の監査は行われていない。

⁵ 財務省ホームページ

<http://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/cost-link.htm>

⁶ 中程度の政策とは、各省庁の内部部局がそれぞれ担当する個別の政策分野を表すものとされており、省庁ご

とにおおむね3～4段階で構成されている政策体系の2～3段階目の目標が政策別コスト情報の基本単位とされている。

⁷ 詳しくは、稲田圭祐「予算・決算の連携強化に向けた取組」『立法と調査』306号（2010.7）84～86頁参照。

⁸ 東京都会計管理局『公会計改革白書』（平22.11）82頁

⁹ 東京都『平成21年度東京都年次財務報告書』（平22.9）21～22頁参照。

¹⁰ 東京都会計管理局『公会計改革白書』（平22.11）88～89頁参照。

¹¹ 浜松市「平成21年度浜松市の財政のすがた」

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/servlet/webunity/_GW_SID=5DECED347B61A8BBA8443E8F4CBBFECF/admin/finance/sugata/finance_10/index.htm>

¹² 行政サービスを提供するために形成された資産で、土地及び建物等の有形固定資産、又は遊休資産及び未利用資産等の売却可能資産が含まれる。

¹³ 和歌山県橋本市総務部財政課「橋本市財政分析報告書」（平23.3）

<http://www.city.hashimoto.wakayama.jp/cityhall/general_affairs/finance/download/21bunseki.pdf>

¹⁴ P S Aは1998年に労働党党首であったブレア政権により導入されたものであり、2010年5月の総選挙で労働党政権が敗北し、政権が交代したことから、現在はP S Aは実施されていない。

¹⁵ ミッション・プログラム・アクションのミッションとは、予算の議決単位、プログラムは予算組織法の政策体系に連動する区分、アクションはプログラムを具体化するための業務単位をいう。